

一九七七年一二月一〇日第三種郵便物認可

発行所 || 社会通信社

发行人 || 滝野 忠

FAX(03)3299-5367

東京都渋谷区本町六丁目二八の二コ一ボ幡ヶ谷九〇四 電話(03)3377-4649

振替 東京0-158431 労金 東京労金本店No.1154163

購読料 || 月額 500円 6カ月前納制

もくじ

■卷頭言■

話し合いの場をつくる
山岸・田辺派のねらいは大きくはずれる
——連合政治路線、自衛隊合憲ならず——

資料1 自衛権内の最小限自衛力は許容(「九三宣言」案)
資料2 自衛隊の憲法上の位置づけに『区切り』
資料3 「安全保障基本法」制定めざす
(連合「国的基本政策」への態度)

資料4 従来の政党支持のあり方と見直し
(連合「労組と政党との関係について」)
9

資料5 連合の総選挙対策について
(連合「労組と政党との関係について」)
10

資料6 「連合の会」の扱いについて
(連合「労組と政党との関係について」)
10

語り継ごう、平和の心
自 治 労 よ、お 前 も か
J R 株 上 場 に 異 議 あ り
12 11 11 16

自衛隊合憲に踏み切る「政治方針の具体化」 —

思ひき 史上最大の国有財産詐欺事件を追及する

旬刊社会通信

NO. 541

一九九三年六月一日

一九九三年六月一日発行
(毎月一日・二日・二二日三回発行)

■卷頭言 ■

話し合いの場をつくる

それが労働運動再生への強力な一步

忙殺されるような日々が続いていると思う。大切なことは、常につながり続けることだと思ってきた。どんな立場の人ともともかく話してみて何かつながることはないかと、いつも心がけてきたつもりだ。この頃は、非組の先生達とよく話している。配転したばりでまだあまり馴染めない職場、何か冷たい感じだ。どこから深くつながつていけば良いのか分かりにくいが、ともかく話せる人とは話している。

先日、日教組の救援金の問題で職場の仲間とぶつかった。私は、救援金を簡単に考えるような、大衆論議も好加減な、日教組にしろ、高教組にしろ余りに組合員を馬鹿にしたやり方に腹が立つたのだ。高教組では、討議資料すら準備されない。うちの職場分会の本部支持派のAさんは、やや正面からぶつかったのでただでも少数の分会（一三名）で辛い思いをしたのは、私一人ではなかつただろう。日が浅く人間関係が弱いと完全に孤立するようと思う。ただ、Bさんだけは、多少かわいそうだとおもわれたのか私の考えに賛成の意見を言つてくれた。ほとんどの仲間は結果的に日教組案賛成の高教組本部方針を支持した。いろいろな内容があつたが、一つは、本部支持派の人達の「『新しい高教組運動』に展望をつなぐため今は仕方ない」というもの。一つは、国労のように孤立せぬ様あまり要求しすぎるなどいうもの。後は、どうせ他県から反対されるからここで反対しても意味がない。のでやめとけというもの。運動が後退し、思ったことの言いはずらくなりがちな分会會議でともかくは、論議できたことは良かつたとしても後に後遺症を残すようだ。まだ本部派の影響があるK支部で本部方針反対を主張するのは難しいものではあるが。

Bさんの救援金は一五万減ることになる。残念ながらまだ生活実態まで話せる状況ではない、眞面目な分会員である。考えてみるとあちこちに分解している分会員の生活実態をまだ十分に知らないということに気付く。しまつたな、また焦りぎみなんだ、生活の息づかいが分かるような関係なしにはとてもじやないが手を結んでやれるもんじやない。もつと考えてみると、この職場で人間らしく働き続けるための不安や要求を仲間に伝え切れていないうことが分かる。いつの間にか、まああとという意識やその日暮しの意識が鎌首をもたげている。本当に自分の願いや要求がないところに仲間はできんなど思う。今、自分がどういう実態にあるかすら考えず、組合の路線転換にばかり気を取られている。必死になつて統一戦線としての「教労研」づくりには取り組んでいるが根拠はどこにあるのか、もう支離滅裂ではないか。

一人の教育労働としての生活の息づかいを取り戻さねばならないのはまず自分だった。妻も子も捨ててとはいわないが、連日のつめた運動に家族を放置していることは、はつきりしている。焦つてもどうしようもないことは分かっているつもりだが、今やれることと、思うとついネットワークづくりに足が向いてしまつていい。実は、やれば周囲の活動家層の支持が、あるのでそこがエネルギーになつて面白かったのだ。「あなたの言うとおりと思う、同感だ」とか、「頑張つてほしい」といわれるとき単純に嬉しくなってしまうの

でいけない。やはり活動家層には路線転換についての大きな不満があることはつかんできた。でも、今もう一歩俺もやろうというところへ行く仲間が少ないので、これでいいのかなーとは思つてはいる。しかし、このネットワークの仲間なしに今後の自分の居場所はあるのかとも思うから始末が悪い。この妙に活動家づいた自分が、わくわくした息ができる場も必要になつてはいるから困るのだ。反省しなければとは、思つてはいるのだが……。

大衆闘争路線とは、少なくともこんなではなかつたはずだ、思いの一致から要求の一致を生み出し、これで良いのかという問い合わせをして仲間とともにし、要求行動へ高めていこうといふものだつたはずだ。今は、落ち着いた話すら出来てないではないか。前の職場では、皆が準備室に集まりとりとめのないことをだべりながら時として大切な闘いの意思統一になつたりしたものだ。

ここには、まだそこが不足している。今一つ仲間がいないのだ。これは、大変なことだぞと思つてはいる。一致点より対立点が多く見え、つい疎遠になる仲間達、そこでつい気持ちが通じる「教労研」などの仲間となつてはいるのだが……。どこを糸口として、職場に根がはれるのか、今一つ愛情を注いで職場分会に迫れるとよいのだが。今少し時間がかかりそうな気がしてはいるこの頃である。

（日教組・Y）

山岸・田辺派のねらいは大きくはずれる

——「連合」政治路線、自衛隊合憲ならず——

山岸・田辺派の党解体への思惑

本誌で何度も論じてきたように、現在進められている「政治改革」そして「政界再編」の仕掛けは、財界を中心とする日本の支配勢力が、「日米摩擦」に代表される、いわれる国際的経済戦争を勝ち抜き、一層の体制的合理化を推進するなかで、国家独占資本主義体制の強化をはかるうとするためのものである。

具体的には、財界、自民党政府、中央官僚の癒着による自民党一党支配体制の矛盾が、金権・腐敗の諸事件と汚職・疑惑となつて噴出し、これに対する国民の批判・世論は自民党政権崩壊の危機にまで追い込んだことによるのである。財界を中心とする支配層には自民党にとって代わる政党が必要である。それは当然のこととして彼等にとって自民党と同じかそれ以上に安心して頼れる保守党でなければならない。アメリカの共和党と民主党が理想的二大政党の姿としてみえてくる。政界再編論はこうして構想される。

金丸信前自民党副総裁は、永年の政治生活による、政権の表裏に通じた経験から、自民党は早晚政権瓦解の危機を迎えると「動物的カン」で判断し「政界再編」構想を小沢一郎などの側近等と考えていたのであろう。そして野党、ことに社会党をいすれにせよ巻き込まなければ構想は成功しないということでかねてからのフンケイの友・田辺誠社会党前委員長と語らい、その同類項である山岸章連合会長、江田社民連代表へと広がつて行つたものだ。

そこで構想は具体化し、①自民党からは竹下派が出る（他派闘を入れて衆院で少なくど

も一〇〇人）。②社会党は左派を排除して九〇人ぐらい、公民その他で七〇人。この数合せで連立政権がとれる計算である。③社会党はこのとき基本政策（自衛隊違憲、原発を認めないと）を変更して自民、公、民との政策上の違いをなくする。④資金は金丸を中心と財界から集める。

しかし事態は金丸脱税汚職事件で大きく変わった。竹下派の分裂、金丸逮捕、田辺社会党委員長の辞任などによって、金丸・田辺の連立政府＝保守新党構想は大きく崩れたわけである。

新たな政治状況下で山岸・田辺派が新たな画策に動いたのは①自民党羽田・小沢派を脱党させること、②日本新党、平成維新的会との提携をはかる、③財界との協力をえるためにも民間政治協調の「小選挙区比例代表連用制」の実現をめざす、④社会党の「九三年宣言」に「自衛隊合憲」を盛り込む、⑤「党改革議員連合」の結成によつて「九三年宣言」に原発容認、自衛隊合憲などを明文化し、保革連合への道をつくる。さらにこの議連で他党との折衝を行い、選挙協力、連合の選別支持などの受け皿とする、等の事項であった。

これらの山岸・田辺らの目指す方向が、かなりの点で“思惑はずれ”になつてきていることが出はじめている。

①の羽田・小沢派は今までも次の選挙で確実に落選させられる議員が多く、とても脱党して鬪える条件ではない。それだけ自民本流派から孤立させられているわけである。山岸連合が脱党すれば支援するといつてはいるが信頼していない。

②の「日本新党」「維新の党」との関係も部分的には提携できても、選挙となれば対決・抗争であつて社会党側でも保守の新党や維新の党と組むことは党支持者を離友きせることになりかねない。日本新党側も社会党や公・民と組むことになれば、せつかく新しい政治を求めて盛り上がつてゐる新党イメージを失うことになる。選挙協力は簡単ではない。選挙となれば最大の問題は、選挙で支援するという「連合」と「田辺右派」の力が評価されていなかることである。

③の小選挙区制の問題は、社会党の「議連」を中心に妥協案定数のワクを小選挙区二七五にして比例を二二五に増やす、投票は一票にする、などの修正案として出そうとしている。しかし自民党的若手は別として本流派閥の多数は動こうとしている。中曾根元首相などを先頭にあくまで単純「小選挙区制」でやれと気合を入れており、グズの宮沢首相に妥協案で党内をまとめる力はない。したがつて本国会での「選挙制度の改革」は流れで、臨時国会にもち越されようとしている。

④の「自衛隊合憲」を打出す問題は、山岸自身の「連合」でもまとまらず（三役会議二一人中九人が反対）、結局「合憲」とせず「安全保障基本法（仮称）」を制定することで補完するとした。しかし事実上の山岸路線の後退であつて社会党へ自衛隊合憲論で圧力をかけつけわけには弱い立場となつたわけである。

⑤の「党改革議連」（渋沢利久等が代表・田辺誠顧問）は、結成はしたものの内部の意見、考え方はとても一体化とはいえない。むしろ「議連」をつくったことによつて右派内部の意見の対立が表面化したともいえるようだ。ことにこれから意見の分かれるのは選挙制度の問題だ。「連用制」の修正でまとまるとはみられない。社会党の大勢は“腐敗防止”を中心とした眞の政治改革が何より重要であつて、選挙制度は現状でどこが悪いのかという

ことである。山岸・田辺派のハネ上がりの右翼にはついて行けないという意見はそうとう強い。

さらに「九三年宣言案」についても「連合すらまともでない自衛隊合憲論を護憲を貫いた社会党が何人でやらなければならないのか」とこのところ宣言案に対する反対の声が大きくなっている。

「連合」内の対立拡大か

五月二十二日の朝日新聞「声」の欄に、「政治に深入り『連合』に疑問」という五〇歳の教員（深沢 久氏）の投書が掲載されている。「『連合』の幹部は、まるで政党の幹部のように発言し、行動しています。私は二つの点から大きな疑問と批判を持っています。」として①組合の切実な要求を取り上げてたたかえ。②「連用制」を強引に推進しようとしているが多くの組合員は、選挙制度の改悪でなく、金丸問題のような金権政治をやめさせることだ。といい、「労働組合の本筋に立ち返ることを期待」すると訴えている。極めて正当なまた常識的な意見である。このような意見はどこの労働組合員にも共通したものである。「連合」の労働貴族には聞こえないのであろうが、今ままの思い上がりを続けるならば、やがて一般組合員の世論の力で「連合」は改革され、彼等は逃げ出さざるをえない状態に追い込まれるであろう。

山岸会長は突出した言動で、いわゆる「政治改革」を指導しようとしているねらいは二つあると思う。その一は、金丸・小沢一派との義理を果たすことで、財界を中心とした支配勢力に認めさせ、発言権（連合幹部のトップとして）を大きくしようとしていること。その二は、自らの地位・会長をもう二年延長させたいということ。今の動きのなかで政治改革（二セの改革だが）を推進するには山岸しかいない。他に代えられないということにしていいのである。しかし鷺尾鉄鋼労連委員長（五十四歳）が後をねらっており、これの方が財界に近いし受けがよいのだ。山岸のアセリもわかるというものだ。山岸・田辺派の思惑は次々とはずれている。

「連合」内各単産の批判も少しづつ高まっている。単組となると一層山岸批判はきびしい。組合員大衆から離れた組合幹部の末路を山岸をはじめとする労働貴族の何人かが見せてくれるようと思えてならない。

資料1 社会党「九三宣言」草案（全文・下）

自衛権内の最小限自衛力は憲法が許容

四、小さな政府・大きな自治体—自治体・政府・国際機関の三層構造へ

26、共生市場経済や自立する地域社会を実現するのは国民であり、政治は条件をつくるだけである。政府も自治体もその手段にすぎない。国家主権の国際化・地域化の上下二方向への委譲を国是とし、政府のみの一極構造から、自治体—政府—国際機関の三層構造へ転換する。われわれは「小さな政府」でも「大きな政府」でもなく、「小さな政府・大きな自治体」をめざす。政府は司法・安全保障・外交・通貨など国民全体にかかる公共財の

管理と自治体間の調整を担当し、その他を自治体の固有事務とする。

27、われわれは戦後改革に匹敵する大規模な政治改革を断行して腐敗構造を切り、国民の信頼をとり戻す。①企業・団体献金の禁止、②公的助成、③政治腐敗防止、④政権交代を可能とする選挙制度の導入はもちろん、⑤国民に開かれた国会とし、国政調査権の野党にも与えるなどによる議員間政策討論の場とする国会改革、⑥参議院の独自性を明確にする抜本改革と選挙制度改革、⑦情報公開法やオンブズマン制度、そして省庁再編、遷都の実施などで行政機構改革を行い、⑧重要問題は国民の意見を尊重するため国民投票制度を導入する。また、一八歳以上の選挙権と在外法人の投票権を保障する。

28、われわれは中央政府の権限を大幅に地方へ委譲し、地域主権を擁立する。機関委任事務の廃止、国の出先機関の自治体移行、国の許認可事務の大幅整理と地方移管をし、自治体の条例制定権を完全に保障する。自治体が行財政的に自立し、自治体外交もする「地方政府」となることをめざす。市町村は基礎自治体であり、市民の日常生活問題をすべてここで決定・実行する。当面は「国—都道府県—市町村」を維持し、自治体間の広域的な協調整体制から出発し、自主的な自治体連合の（特別地方公共団体）を創設する。将来は完全自治体としての広域ブロックとの道州制を採用し、「国—道州—市」をめざす。

29、地方政府における市民自治のために、リコールなど直接民主制や情報公開を充実し、オンライン制度を擁立し、都市計画への市民参加を強化する。以上を規定する地方権推進基本法を制定する。

30、高齢化、国際化の時代を迎えたいま、国民負担率の上昇は避けられない。したがって①公正な国民負担②適正な政府支出③有効な監査制度などがいつそう求められる。われわれは補助金のあり方を見直すことから始め、国の起債許可制を廃止し、地方中心の税体系に転換する。

五、世界とともに生きる新しい日本—公正で平和な新世界秩序を

31、ボーグレス時代を迎えたいま、われわれは世界とともに公正で平和な新世界秩序を創造する。国連および三〇〇以上存在する国際機構は新秩序形成の重要な手段である。二十世紀は国際機構の時代であり、われわれは大国支配を再現しないために抜本的改革を進め。国連については、①安保理事会の常任理事国制度をなくし、拒否権を廃止して、三分の二多数決を採用するなどの改革をし、②強力な環境開発人権理事会を創設するなどの機構改革を進め、③国際司法裁判所を強化する。この改革目標に沿って各国の主権と財源を委譲する。国連は核拡散防止に努め、武器移転を厳しくチェックすべきである。

32、われわれは開かれた地域主義と経済の国際化を進める。公正な国際市場経済のために環境・労働条件・技術・通貨・貿易および多国籍企業に関する有効な国際取り決めが必

要である。飢餓と窮乏の国がある限り、世界の平和はない。北の豊かさは南に対する不公平な経済関係のせいもある。累積債務返済義務を猶予し、北から南への資源技術移転、とくに環境保全と原子力の安全管理に関する技術協力を促進し、人権と民主主義の実現のために協力すべきである。政府開発援助（ODA）の量拡大とともに質的な改善（贈与比率の向上・ソフト面の重視・相手国環境保全・自治体やNGOとの連携強化）を進めるためODA基本法を制定する。将来は各国のODAを国際機関に集中し、そこで世界的視野から援助すべきである。

33、旧ソ連・東欧諸国の改革と安定は世界全体の問題であり、自助努力を促しながら先進諸国と国際機関の協調による支援が必要である。とくに核廃棄と軍事の民生転換に全面協力する。われわれは北方領土返還を強く要求するか、政経不可分でなく政経併行を主張する。日ソ平和友好条約の締結をめざす。

34、われわれは欧州との連携を図りながら日米のグローバルパートナーシップと中国などアジア友好外交を本格的に推進する。アジア太平洋経済協力閣僚会議（APEC）を強化して開かれた地域経済圏を確立する。日米の恒常的協議体、環日本海経済圏、東アジア経済協議体などは、その部分的経済圏とする。われわれは連帯するアジア太平洋のためにも戦後責任を誠実に履行する。われわれは日韓条約を承認する。日朝国交正常化を実現し、南北朝鮮との対等な平和人権外交を進め、核不拡散条約と南北非核化宣言の実効を期待するとともに武力やテロによらない朝鮮半島の平和統一に全面協力する。

35、われわれは日本国憲法と国連憲章の精神にしたがい、普遍的安全保障による世界平和を追求する。それをめざすものが国連による安全保障であり、また全欧安保協力会議のような地域的安保保障である。われわれはアジア太平洋安全保障会議の創設をめざすとともに、国連が行う①調停等の平和的手段、②経済封鎖等の非軍事的強制手段、③平和維持活動に積極的に参加する。われわれは将来、国連平和軍を展望する。

36、われわれは自衛隊とは別個に、PKO参加と国際的災害救助を目的とする国際平和協力隊の常設をめざす。自衛隊の人員・装備の移譲もするが、海外での活動はすべて平和協力隊が行い、自衛隊は派兵も派遣もしない。保守党は「自衛隊のPKO参加は合憲」という立場をとっているが、これは個別自衛権と普遍的安全保障の本質的違いを無視したものであり、「自衛隊は専守防衛だから合憲」という自らの主張とも矛盾する。

37、われわれは将来、自衛隊を國士警備隊、国際平和協力隊等に再編・解消して非武装日本をめざし、安保条約をアジア太平洋安全保障体制に包摂する。しかし普遍的安全保障が擁立するまでは、固有の自衛権に基づく最小限自衛力と日米安保条約を許容する。しかし自衛隊の現状は自衛力を超えている。われわれは①自衛権行使を領土・領海・領空に限定し、②渡洋進攻能力のない装備に限定し、③構造的に攻撃能力・意思がないと近隣諸国が安心できるように、自衛隊を縮小し、安保条約の軍事的側面を薄める。

38、日本憲法は非武装日本を国家理念とし、それを普遍的安全保障の確立のよつて達成しようとしている。この憲法の理念に基づく軍縮過程における「法的措置」と「現自衛隊に対する政府の指揮統制行為」は合憲である。われわれは、①非武装の国家理念、②軍縮作成計画、③普遍的安全保障の推進、④非核三原則・武器輸出禁止三原則・文民統制の安全実施などを安全保障基本法等に規定し、軍縮を進める。この過程において自衛権内の最小限自衛力は憲法の許容するものとなる。われわれは制服の市民である自衛隊員の人権、福祉、勤務条件を向上させる。

結び

39、体制間対立の冷戦時代は終わった。われわれは新しい社会民主主義に基づく国民党である。サラリーマン、農民、中小商工業者、主婦、学生はもちろん、企業の経営管理層、行政官僚を含めて、広く国民の支持を求める。われわれの党と労働組合、市民団体は多くの点で共通の目標で結ばれており、独自性を認めあいながら緊密な連帯のもとで希望の未来を創造する。一国単位の時代は終わり、主権も経済も国際化・地域化する時代がきた。われわれは「地球規模で考え、地域で行動する」国際的で地域的な政党である。地域分権型の党として具体的な内容は各地域の党が自主的に決定する。経済効率が最大価値の時代は終わり、生活や心の充実が最大価値の時代がきた。われわれは新しい価値を重視し、生活優先社会をめざす政党であり、日常生活にかかる地域活動を重視する。生計・家事労働、それに消費生活と文化活動・社会参加が生活の質を決定しており、その充実こそが生活優先社会であり、われわれ国民と共同してそれを実現する。その新時代に、消極的で現状維持的な護憲では憲法の理念を実現できない。われわれ積極的で現状変革的な護憲、つまり創意の党である。

40、政権交代がないため、政治腐敗と政官財癒着が進んでしまった。われわれは政権党に脱皮し、政権交代のある緊張感あふれる政治を実現する。そのためには社会民主主義勢力はもちろん、保守リベラル層とも連携して、創憲の立場で連合政権の樹立をめざす。さらに目的に一歩でも近づくなれば、どの政党、勢力とも、独自性を尊重しつつ具体的な政策課題の実現をめざす連立政権にも積極的になる。

41、われわれは、国民ひとりひとりがいま幸せかどうか、世界と日本に貧困や差別はないかなどに目を向け、豊かな人間性に光輝く地球社会の創出をめざす。そのためにはここに掲げる理念と政策の実効が不可欠である。われわれはいまこそ、そのような地球社会の創出に挑戦する新しい機会であると信ずる。この挑戦にすべての女性と男性が参加し、ともに二十一世紀を担うことを呼びかける。

自衛隊の憲法上の位置づけに「区切り」

1、自衛隊問題について

- (1) 昨年の第8回三役会議（92・5・16）において、意志統一した方針を再確認する。
- (2) 継続論議となつた自衛隊の憲法上の位置づけについては、今回をもつて連合としての討議を区切りをつける。
- (3) 現行憲法を補完する立場から、安全保障基本法の制定をめざす。

2、憲法問題について

- (1) われわれは、憲法論議を否定するものではない。
- (2) われわれは、憲法の平和主義、主権在民、基本的人権の尊重の三大原則を重視し、その貫徹を期す。
- (3) わが国の現状は、国民世論の動向を見ても明かなとおり、憲法改正をそとに乘せることは不適当であると判断する。
- (3) したがつて、憲法制定時と今日の国内外情勢との間に生ずるギャップについては、一連の基本法を制定することによって、これを補完することが望ましい。

資料3 「連合」第二十四回三役会議「国的基本政策」に関する連合の態度（その2）

「安全保障基本法」制定めざす

連合は、労働界の統一にあたつて労働組合の立場からまとめた「連合の進路」と「国際自由労連の方針」にもとづき、国際社会の現実を直視し、国民生活の安定と世界の平和と繁栄を実現するため、国の基本政策と現下の政治課題について、大筋以下とおり確認する。

1、〈新しい世界情勢の中で〉 略

2、〈国民論議とコンセンサスを〉 略

3、〈憲法問題について〉

- (1) われわれは、憲法論議を否定するものではない。
- (2) われわれは、憲法の平和主義、主権在民、基本的人権の尊重の三大原則を重視し、その貫徹を期す。
- (3) わが国の現状は、国民世論の動向を見ても明かなとおり、憲法改正をそとに乗せることは不適当であると判断する。
- (3) したがつて、憲法制定時と今日の国内外情勢との間に生ずるギャップについては、一連の基本法を制定することによって、これを補完することが望ましい。

4、〈わが国の外交・防衛のあり方について〉

(1) 新しい世界秩序形成は、国連をはじめとする国際機関を軸として構想すべきであり、わが国は国連等に今まで以上に積極的に協力する。

(2)

日米安保条約について

日米安保条約がこれまで果してきた役割を評価しつつ、日米関係を重視する立場から、今後も維持する。その際、日米安保の性格は、世界の軍縮傾向の中での軍事的側面から経済・社会・文化的側面へと比重を移していく。

(3) 自衛隊について

国際ルールとして、自衛権は独立国家の国有の権利であることを確認する。自衛隊は、①専守防衛、②徹底したシビリアンコントロール、③非核3原則、を前提としてこれを認め、今後のあり方として、軍縮の方向を指向する。

(4)

韓国問題については、連合がICFTUに加盟した時点で、前進的に解決すみであることを確認する。

(5)

第2次世界大戦の反省を、アジアの近隣諸国はもちろんのこと、全世界に明かにして改めて平和に徹する日本の立場を鮮明にするため、国会決議を行うよう与野党に対して強く申し入れる。

資料4 「連合」三役会議「労働組合と政党との関係について」

従来の政党支持のあり方を見直し

今回、政治委員会から「労働組合と政党との関係」について中間報告を受けたが、今後の検討の方向として昨年11月19日の第10回中央委員会で確認した、「従来のあり方を見直し、新しい基準づくりが必要であること、見直しにあたっては組織事情を十分配慮しながら取り組むことを三役会議として再確認し、第3回大会に向けてさらに討議を深める。

資料5 連合の総選挙対策について（その1）

- 1、連合は、当面の総選挙にあたって、第2回定期大会で決定した運動の方針の「……当面、構成組織に委ねる」を基本とする。
- 2、連合としての総選挙対策は、政策制度要求実現を取りくむ。なお、政治動向のいかんによっては、連合としての選挙協力を検討する。
- 3、構成組織が候補者を推薦決定する場合は、「連合の進路」、「運動方針」、「政策制度要求と提言」に賛同し、協力することを条件として加える。
- 4、地方の事情により、地方連合会が候補者を推薦扱いをする場合、上記1、2、3項の原則をふまえ、いつさいの組織混亂を起さないことを条件とし、連合本部と十分な連

絡をとり、取りくむ。

資料6 「連合の会」の扱いについて

- 「連合の会」は、今まで各界各層の関係者に多大なご協力をいただいたが、この際に解散する。
- なお、「連合の会」は政治団体と政治フォーラム的な2つの活動分野をもつていた。そのなかの「政治団体」（選挙時の確認団体届による）については今後、民主改革連合で扱う。
- 「政治フォーラム」（目的を「健全な議会制民主主義の確立、政権を担う新しい政治勢力の結集」）については、連合としてできるだけ早い時期の発足をめざす。

語り継ごう平和の心

——親と子、原爆語り部・沼田先生——

修学旅行シーズンを迎える、中学三年生となつた息子も、広島へ二泊三日の修学旅行にかけます。先日その行程表を見て感激しました。

初日は早朝出発し、広島到着後は平和記念公園や、原爆資料館の見学、そして夜は広島市民球場でナイター見物。

翌朝は宿舎で、原爆語り部、沼田鈴子先生の講演を聞いたあと、先の大戦中、毒ガス製造のため、地図から消されていた、瀬戸内海の小島、大久野島に渡り、毒ガス資料館を見学したのち、島内の国民宿舎に宿泊。

翌朝は、魚釣りなど楽しんだあと、フェリーで三原へ渡り、新幹線で帰岐するという日程でした。思えばこの十年間、年々風化する戦争の悲惨さを語り継ごうと、毎年夏には「原爆展」を催してきました。

語り部沼田鈴子先生を招いての講演会では、「今まで自分が被爆者だということを隠して暮らしてきたが、きょうのお話を聞いていて、勇気を持つて、自分の孫や、回りの人たちに平和の尊さを語つていかなければいけないことを教えられました」と涙ながらに訴えられた老婦人の姿。

「自分は長崎で被爆した。長崎原爆瓦を展示してほしい。」と会場に持ち込み、自ら説明を買って出てくれた老人のことなど、走馬燈のように思い出が駆けめぐりました。

あの日、講演が終つて、会場から、新幹線岐阜・鳥羽駅まで、沼田先生の荷物を持って、一緒に見送りに行つた小学生の息子が、今度は中学生となつて、修学旅行で沼田先生の講演を聞くことができるなんて、なんと光榮なことか、学校側の企画に感謝しつつも、「PKO」や「小選挙比例……」「改革議員連合……」物わかりが良くなつた大人たちが多い中、ダメなものはダメ、と自らの意志を通して行くことの重要さを痛感しました。次代を担う子供たちのためにも、平和の心を語り継いでいきたいと思います。

（岐阜・K）

自 治 労 よ 、 オ 前 も か

—自衛隊合憲に踏み切る「政治方針の具体化」—

はじめに

自治労は、四月七日の県本部代表者会議に「自治労政治方針の具体化—連合における合意形成に向けてー」と題する討議案を提起した。これは、連合が、五月十八日～十九日に「三役会議」を開いて、政治改革・政界再編にむけた政治方針の策定を図る日程にあり、後藤委員長が出席するにあたっての自治労としての基本的態度となるものである。

この討議案は各県本部の討議に付され、五月十九～十一日の県本部委員長・書記長会議で態度集約される予定となつてゐる。大阪府本部でも四月三十日に組織集会をもつて一定の討議が行われたようだ。

さて、その「政治方針の具体化」（以下、「具体化」と略す）の内容だが、八日の「朝日新聞」や十二日付けの「週刊労働ニュース」が端的に伝えてゐるよう、これまで堅持してきた自衛隊合憲の「方針を事実上転換」し、「最小限防衛力」を容認するというものである。

大阪市職では、二八日に組織集会を開催し、「具体化」に関して約二万字に及ぶ基調報告が提起された。各支部には「具体化」に若干のコメントを付して事前に配布されたが、発言は三名にとどまり、内容の重大さにも関わらず、討議のむつかしさを感じさせられた。

以下、「具体化」の特徴と問題点、大阪市職組織集会の状況などを報告する。

ルビコンを渡る？自治労

「具体化」は、大きく分けて「福岡大会後の情勢の進展とわれわれが求める政治勢力」と「連合三役会議の主要課題—安全保障政策—」の二つから構成されている。「福岡大會…」の頃では「国民は政治不信と既成政党への批判を強め、現状打破と変化を期待している」とし、「社会党が名実ともに改革を早急に成し遂げ・・・るよう強く期待します」と述べている。そして、その「改革」の中身については、「抵抗政党から脱却・・政権を担う政党への大胆な自己改革」という昨年十二月の社会党第七〇回中央委員会決定への支持という形で明らかにしている。だが、この中央委員会以後の党中央の動きは幹部の無責任な発言の続出や一部の国会議員集団の勝手気ままな政策提起であり、分散と不団結の拡大でしかない。つまり、護憲の社会党の変質・解体に自治労も手を貸そうというわけである。

そして、「具体化」の中心課題は《安全保障政策》にある。自治労は、「日本の戦争責任の明確化と謝罪、不戦の意志表示が前提」としつつ、「積極的で総合的な安全保障、外交、憲法にかかる政策」の骨子として四項目にわかつて提起している。(1) 積極的平和戦略と安全保障政策、(2) 憲法理念にもとづく軍縮の推進と自衛力の再編、(3) 安全保障基本法（仮称）の制定、(4) 最近の憲法論議について、である。

(1) では、「国連を中心とする集団的（普遍的）安全保障の確立」を唱え、国連の民主

化と改革を前提としつつも「国連軍の創設」「の場合、日本は自衛隊の一部を削減、改組して、国際公務員として国連の指揮下で行動する別組織（待機部隊）を作つて参加し『国権の発動』ではないことを厳格にする必要があります」と述べている。そして、この文言に続けてわざわざ「これは小沢調査会報告とは全く思想を異にするものです」と断つている。しかし、「待機部隊」の看板さえつけば、自衛隊を海外に出してもかまわないとするなら、小沢調査会報告とほとんど違いはないと言わざるを得ない。また、「国際人権規約の採択、地球サミットの開催に代表される努力」は否定するものではないが、UNTAに示されるように国家主権を事実上侵害する帝國主義の隠れ蓑になつてゐる側面も着過するわけにはいかない。

また、「日本国憲法の積極的平和主義は、国連憲章の理念および国連の集団的（普遍的）安全保障システムの確立と表裏一体のものです」と述べている。しかし、国連憲章は条件付きで武力行使を認めており、いかなる武力行使も否定している日本国憲法と同列に論じるのは、すり替えというべきだろう。

自衛権・自衛隊を容認

(2) では「国連憲章が加盟国の固有の自衛権を保障していることを確認し、その裏づけとして、自衛隊を領空・領海・領土をこえて戦闘する能力を持たない警備組織に再編成します（防御的防衛力、最小限防衛力）」「日本は国連に加盟し、国際社会に復帰したことによつて、国連憲章にもとづく自衛権を認められたと言えます。その裏づけとしての自衛力は、憲法に整合させていく努力が必要であり、最小限防衛力を目さすべきです」としている。しかし、自衛権を一般的に認めるということと武力の保持や武力行使とはおのずから別の問題である。こうした議論のすり替えはこれまで自民党政府が繰り返して來た手法であり、一定規模の軍事力の保有は合憲とするもので、これまでの非武装の方針を大きく転換するものである。

社会党の山花委員長が二十六日、「自衛隊は縮小すれば合憲」と発言したとN H Kのニュースが報じていたが、自治労の方針転換が影響したとすれば、責任は重大である。いまや世界第三位の軍事力となつた自衛隊も「必要最小限の自衛力」と言いながらここまで肥大化してきたことを振り返ると、「憲法理念にもとづく」という冠がつけられても、やはり「自治労もルビコン川を渡るのか」という思いにならざるをえない。

この項ではまた、「現在国連が行つてゐる平和維持活動や国際的な災害救助に対しては、文民を含む国際平和協力隊を常設して対応すべきです」と提起している。「文民を含む」ということは、軍人が主体ということで、問題を含むものである。

さらに、「北欧諸国やカナダ」を例に「日本の現行のPKO活動も、こうした本来のPKO活動の姿に戻して、再編成したうえで、積極的な参加を追求していく必要があります」と、PKFにまで踏み込んで容認する姿勢を明確にしている。

護憲の立場放棄

(3) では、「自衛権と自衛力や国際貢献などをめぐつて国論は二分され、改憲論と護憲論が展開されています。そこで、国民的なコンセンサスの形成を目指し、現行憲法の存続

を基本に、憲法と現状の矛盾を解決するために『安全保障基本法』（仮称）を制定します」としています。護憲・自衛隊反対の国論があるのに、自衛隊廃止の方向を取らず、わざわざ「国民的なコンセンサス」を求めようというのである。

これは、明らかに護憲の立場の放棄であり、改憲の流れに与するものと言わざるを得ない。「憲法と現状の矛盾を解決する」道は、自衛隊の廃止しかない。

錯綜する意見と答弁

県代では十人が発言しているが、賛否相半ばである。「社会党のうえに山岸がいて、あれこれ指導する。鼻持ちならない。自衛隊が違憲でないというのはどうしても考えられない」（新潟）、「連合三役会議では、自衛隊合憲を取り纏めてはならない」（富山）という反対論の一方、大阪の高嶋書記長は「本部はもつと大胆に踏み込め。七〇%が合憲だ、二〇%が違憲という結果だ。二〇%に立つのか、それではいかない。自衛隊は違憲ということではないかと思う」と、いまや、自治労の右傾化の先頭を走っている。

後藤委員長は、答弁の中で「合憲・違憲で突き付けられれば、現状では違憲というしかない。（しかし）自衛隊はゼロ、安保廃棄では合意はとれない」と述べている。

四月十六日～十七日、自治労党員協の学習会が開かれている。ここでも「いま重視すべきは自治労の統一と団結である。連合はその後だ」（長崎）、「国連憲章第七条と憲法九条は一八〇度違うがある。武力で平和は作れない」（長野）、「憲法をふまえて、非軍事が日本の取るべき態度だ。非武装、非同盟は自治労綱領でも示している」（岩手）、「自民党のたつてきた解釈改憲と同じだ。労働者の立場から見て行かないとダメだ」（鹿児島）、「最小限度防衛力と言われるが、九条のタガまではずしてしまう」（茨城）、「安全保障基本法で、自衛隊の違憲性を解消させ容認するのか」（高知）など多くの反対違憲や疑問が提起された。

鈴木事務局長の答弁は「現実にある自衛隊は違憲である海外派兵に道を開くものではない。武力紛争を平和に導くためには、国連に求めざるを得ないではないか。解釈改憲とは全く違う」など、十分かみ合うものではなかつたと言えよう。答弁では一定の譲歩を示しながらも、字面は全く変更しないで、その文書が一人歩きして行く—これがこれまでの自治労執行部の手法であった。「委員長の決意を聞くものは限られている。そして、文書だけがバンバンと自治労新聞などに出される。これでは困る」という高知の発言はこの辺のいらだちを率直に表現したものだ。

職場・単組も様代わり？

さて、与えられた紙幅が過ぎてしまった。ごく簡単に市職の組織集会などの報告をしておこう。組織集会では前段に「ヨーロッパ労働組合運動と社会民主主義」と題して初岡昌一郎・姫路独協大教授のおもしろくもない講演の後、非常に長文の基調報告があつた。『いま、なぜ「新しい政治勢力」か』『労働組合の自己革新』『自由・公正・連帯』をめざして』『政権交替システムの確立』『改革課題の豊富化について』などの見出しが付けられている。まだその全文を読んでいない中で、その内容の紹介は差し控えたい。基調報告を受けての発言は先に書いたように二人だけであつた。執行委員会で討議した

うえでの発言は天王寺区支部だけで「護憲路線をもつと出すべきだ。社会党改革というなら中身を示せ。抵抗に徹するべきの意見もある。『国連への加盟で自衛権が認められた』というのはいかがなものか。自治労の団結を優先すべきだ。メーデーの横断幕は『守らんかい！憲法九条』でいく」というものだった。他の二人は個人の意見で「社会民主主義についてここまで書く必要があるのか」「この議論が政治改革の名による権力闘争ではないかと危惧している大衆はうさん臭さを感じているのではないか」というものであった。時間の制約もあつたものの、司会者の催促にもかかわらず、議論は低調で、私自身も発言を躊躇した。この辺が実は事態の深刻さを示しているのかもしれない。

委員長は「抵抗政党に徹しろという意見があつたが、まさに抵抗政党に対する国民の失望がある。社会党はいつ分解するか分からんと言われている。政権を取る前提でいくと、少々違つても総結集が必要だ。非武装中立は我々の永遠の理想であり、これからも堅持していく。平和憲法は守らないといけない。しかし、過程はいろいろある。条文に触れて議論すべきでないということで、安全保障基本法を言っている。すり寄りだと、現状追認という批判が、自治労の会議でも多く出ている。しかし、現状からどう改革していくかという立場だ。論争だけではすまない。『文民を含む』の表現は修正を求めていく」とまとめた。

ハンドルは大きく右へ

今朝（四月二九日）の新聞に、連合の「政治意識調査」の結果が報じられていた。これによると、「自衛隊の憲法上の位置付け」は、合憲とするものが四五・三%で、違憲とするものの四三・八%を上回っている。「国連のPKO活動への自衛隊の派遣」については、別組織を含め肯定するものが実に七七・一%にものぼっている。また、社会党の支持率は一七・〇%にとどまり、「支持政党なし」が四九・八%もある。連合幹部は、この調査結果をてここに、三役会議で一気に自衛隊合憲論に踏み出し、政界再編に乗り出す構えと考えられる。

四月のはじめ、現政研のメンバーが組合事務所に自治労のPKO活動に対する「公開質問状」をもつてきたことがある。彼女が帰った後の反応は「PKOというのは、パチヨレックと郭李とオマリーのことか」という茶化しがあった。一年前の空気と大きく変わってしまっているのを感じて愕然としたのである。当面、七月からの完全週休二日制にむけて、百数十箇所の職場の体制をどう組んでいくかが最大の関心事となっているのが率直な現状である。

（大阪・A）

J R 株 上 場 に 異 議 あ り

——史上最大の国有財産詐欺事件を追及する——

J R 東日本株上場で「国鉄民営分割政策破綻」の総仕上げ

政府は、一昨年、昨年と見送つてきたJ R株の上場を、今年の秋に実施することを決めた、準備に入った。

具体的には、J R東日本の四〇〇万株のうち、半分の一〇〇万株を、秋に、まず売却するというのだ。

J R東日本の経営陣は、「民営化の総仕上げのために、早く株上場をやりたい」といつてきた。しかし、国鉄民営化政策は、満6年やつてみて、矛盾だらけだ、ということが明らかになっている。

東日本株の一部売却は「国鉄民営分割政策」の「破綻の総仕上げ」となる公算が大きい。労働者、国民、J R利用者にとって、「百害あって一利なき」J R株上場である。

清算事業団の借金の整理には、J R東日本株の売却は何の役にもたたない

今、なぜJ R株の上場なのか？政府は、「国鉄清算事業団が抱えている国鉄長期債務など（九十七年に清算事業団が発足した当時で、二五・五兆円。それが、現在では二六・六兆円にまでふくらんでいる）を少しでも減らすためには、J R東日本株を売る必要がある」と言っている。

では、今年の秋に、J R東日本株二〇〇万株を売却することで、清算事業団が背負っている、長期債務二六・六兆円が、整理できる見通しがでてくるのだろうか？

しかも、政府は、「国民負担分」を最小にするよう整理する。と公約してきたのである。その展望が開けるのか？開ける可能性はゼロだ。ということは、簡単な計算をしてみればすぐわかる。

J R東日本の株は幾らに売れるかについて新聞などは、「〇〇万円から三〇万円の間」と書いている（詳細については後述）。実際は、政府が、株価操作をやって、売り出し価格をつりあげるから、五〇万円台にはなるかも知れない。

とりあえず、J R東日本株売り出し価格をマスクミ予測の上限の三〇万円と仮定するとJ R東日本株二〇〇万株売却で、清算事業団に入る収益は、六〇〇〇億円である。しかし、これでは、清算事業団がかかえている借金二六・六兆円の、年間の利子分（一・五兆円）にも満たないのである。

J R東日本株を二〇〇万株売却したあと、続けて、残りの東日本の二〇〇万株を売却するのか、J R西日本、J R東海株を上場できるのか、は全くわからない。

とりあえず、J R東日本株二〇〇万株だけを売つてみると、いう場当たりの計画なのだ。J R東日本の株を売つて、その収入を全部、清算事業団の借金の整理に投入してみても借金は減らない。焼け石に水だ。気休めにすぎない。

破綻した清算事業団方式の根本的見直しが必要

国鉄の借金の整理のためには、今なすべきことは、場当たりな、JR株売却ではなく、破綻した国鉄清算事業団方式を見直して、現実的で、合理的な国鉄債務処理方針を確立することなのだ。

清算事業団の借金整理プランは、土地、株が、右肩上がりで、高値で売れ続ける、という前提で、練られたものだった。

そして、国鉄民営分割政策を進めた、中曾根内閣は、土地、株騰貴を、おおいにあり、尻押ししたのである。

国鉄民営分割政策こそは、バブルの「育ての親」だったのである。

たしかに、バブル時代がいつまでも続いたら、借金整理だけなら、うまくいっていいかも知れない。そのかわり、国民生活は、めちゃくちゃにならう。

現実には、バブルは、異常なまでにふくらみ、そして、破裂した。

清算事業団方式の土台が、決定的に崩れたのだ。国鉄清算事業団方式では、もはや、土地、株を売つても、国民負担を最小にするような、借金整理はできないことは、明らかになつた。その破綻した方式の今まで、場当たりに、株、土地の部分的な切り売りをしてみても、借金は膨らむことはあっても、整理の見込みはますますなくなる。

若月・前国鉄清算事業団理事長自身が、「この問題は根が深いんですよ。借金が積もり、積もつて動きが取れなくなつたときに初めて大騒ぎするのは目にみえている。このままだと、高くつきますよ。」（注「日経ビジネス」一九九二年九月七日号）と告白している。高いツケは、すべて、国民におしつけられるだろう。

「民活利権」を、あわてて取りこみにかかる民活推進派

では何故、亀井正夫住友電工相談役（元国鉄再建監理委員会委員長）などの「民活推進派」は、JR東日本株の一部売却を急ぎだしたのか。その狙いを、どう読むべきなのか？ 詳しくは、あとで分析するが、この質問への答えは簡単だ

今では、国鉄民営分割方式、国鉄清算事業団方式のほころびは、あまりに公然となつている。ために、いつまでも誤魔化し通せないということは、民活推薦派も気づいている。この政策の見直し、修正問題が、いずれは政治日程にあがることは避けられない。

その場合に、民営化推進組の、政・官・財・労のリーダー達が心配しているのは、国鉄民営分割政策推進の裏側で、彼らが手にいれる予定だった、「民活利権」をとり損ねることなのだ。

国鉄民営分割路線を、民営分割屋たちが、熱心に推進したのは、民営化の過程で「民活利権」を手にいれる可能性があることに期待したからだつた。例えば、――

- ①旧国鉄の駅前一等地の格安の入手
- ②JRの駅ビル営業権などの鉄道営業利権の確保
- ③整備新幹線、リニア建設などの鉄道建設利権への参入
- ④広告利権の獲得

などが狙い目といわれた。

それが、国鉄民営分割政策、清算事業団の見直しで、彼らの手にはいらなくなつては困るということで、民活利益屋たちは、あわてて、「見直し前」の民活利益の「収穫」を急ぎだしたのである。その一つの現れが、JR東日本株の投げ売りだとみるべきだ。政策的整合性など全くない。民活派の「利権欲」を満たすためだけの行動だ。JR資産を、一部だけであれ、大安売りに出して、利権確保のツバをつけておこう、というわけである。

国鉄民営分割スキンシヤンダルは、金丸・佐川スキンシヤンダルの数百倍の規模もともと、国鉄民営分割政策自体が、巨大な百兆円を越える国鉄資産＝国民共有資産の騙しとりを狙つた大詐欺事件なのだ。

現在も進行している「史上最大の国有財産詐欺事件」だ。これに比べると、今、世間で騒いでいる、金丸信元自民党副総裁のヤミ政治献金七十億円私物化、蓄財事件などは、小さい、小さい、ということになる。

金丸信の不正蓄財自体が、国鉄民営分割利権に乗つかつたものである。そのことは、金丸蓄財の一部が、山梨のリニア実験線の工事の談合に参加したゼネコンからの献金だったことからも、明らかである。

佐川スキンシヤンダルにしろ、その真相解明は、これらの事件の背景にある、運輸利権と民活問題、国鉄民営分割政策との関連にまでメスを入れないと、核心部分は明らかにならなかう。

「中曾根民活推進」の過程で、日本の政・官・財・労・学・マスコミ指導者たちは、談合をかさねて、新しい、利権あさり構造、公私混同体质、腐敗の仕組みを形成していく。いま、日本をおおつている「社会的大腐敗」の汚染源の一つは「中曾根民活」にある。

『選択』九一年八月号で、作家の城山三郎氏は、「日本を腐らせものは何か」との編集者の質問に答えて、その原因是「私は、中曾根時代の『民活』だとおもう。いつの間にか金儲けイコール経営になりさがつた。ついでこの四・五年来バブル経済の肥大化が人間を狂わせてしまったのでしょう」と指摘している。

この城山発言は、佐川、金丸スキンシヤンダル発覚以前のものだが、日本の経済、社会の腐敗の原因をズバリと言い当てている。

佐川・金丸スキンシヤンダルの発覚以来、政界でも、マスコミ上でも、「腐敗防止だ」「政治浄化のための政治改革だ」との大合唱だ。ところが、不思議なことに、腐敗の源泉の「民活」についての反省を語る、政治家やマスコミ人は極めて少ない。

腐敗の源泉を残したまま、腐敗を正そうというのなら、虫がよすぎるし、そんな政治浄化策が成功するはずはない。

以上のように、JR東日本株の一部上場問題は、単なる株の売買の問題ではなく、現在問題になつていて、金権、利権政治の克服問題にも深く関係することなのだ。
「民活」「国鉄民営分割政策」の総括とも関連させて、以下に具体的に問題点を解明していく。